

新旧保険料率比較表

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額（所得×所得割率）

均等割額 → 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です

所得割額 → 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

● 保険料率が変わりました

平成23年度まで		平成24年度から	
均等割額	38,925円	均等割額	39,710円
所得割率	7.18%	所得割率	8.07%

● 均等割額の軽減措置（軽減割合は変更ありません）

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 H23年度まで	均等割額 H24年度から
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,800円	5,900円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,800円	3,900円
基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険者の数(世帯主である被保険者を除く)	5割	19,400円	19,800円
基礎控除額(330,000円)+350,000円×被保険者の数	2割	31,100円	31,700円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,800円	3,900円

● 所得割額の軽減措置（軽減割合は変更ありません）

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円～211万円以下)	5割

● 賦課限度額が変わります

	平成23年度まで	平成24年度から
賦課限度額	50万円	55万円